遊漁船業者の登録申請等について

遊漁船業を営もうとする人(個人又は法人(以下「遊漁船業者」という。))は、遊漁船業 の適正化に関する法律に基づいて、営業所ごとに登録を受ける必要があります。

遊漁船業者には利用者の安全や利益を守るための重要な役割があります。関係法令を 守り利用者が安全に楽しく遊漁ができるように努めてください。

※個人で登録する場合、営業所の名称は遊漁船の名称と同じく、営業所の所在地は自宅 (家族などの連絡責任者がいる)と同じ所在地にする方が多くおります。

遊漁船業とは

船舶により乗客を漁場に案内し、釣りなどの方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業です。船釣り、瀬渡し等が該当します。

1 登録申請の前に準備すること

1 遊漁船業務主任者を選任します。

遊漁船業者は、船毎に遊漁船業務主任者を選任し乗船させて、利用者の安全管理等の 業務を行わせる義務があります。遊漁船業務主任者は船長を兼ねることができます。遊漁 船業務主任者としての条件は次のとおりで、全てを満たしている必要があります。

~条件~

- ① 海技士(航海)又は小型船舶操縦士(一級又は二級)の資格をもっていること。 ※業務主任者が船長を兼ねる場合は「特定操縦免許」の取得が必要です。
- ② 遊漁船業の実務経験が1年以上あること。又は、営業形態ごとに遊漁船業務主任者 の指導による30日間(1日5時間以上の実務が必要)以上(令和6年4月1日以前に実 務研修が行われた場合は10日間以上)の遊漁船業の実務研修を修了していること。 (指導者より実務経験・実務研修証明書(様式第3号)を発行してもらう必要があります。
- ③ 遊漁船業務主任者を養成するための講習(農林水産大臣の定める基準に適合すると 農林水産大臣が認定したもの)を受講し、有効期限を経過していないこと。
- ④ 遊漁船業の適正化に関する法律施行規則第14条第2項各号のいずれにも該当しない者であること。(6ページの《参考》をご覧ください。)

2 乗客損害賠償保険に加入します。

利用定員1人当たりのてん補限度額が5,000万円以上であることが必要です。

※利用定員とは、船釣りの場合は船舶検査証に記載されている旅客人数のことです。



磯渡し業務を行う場合は、業者が事前に設定した「同時に利用する最大人数」を利用 定員とします。

2 遊漁船業務主任者講習について

遊漁船業務主任者になるには、農林水産大臣の認定を受けた遊漁船業務主任者講習を受ける必要があります。講習の日程は水産庁のホームページでお知らせしています。

また、遊漁船業務主任者講習の修了証明書の有効期限は、証明書の交付を受けた 日の属する年の翌年の1月1日から5年を経過していない日までとなります。引き続き遊 漁船業務主任者を継続される場合には、期限内に再度、講習を受講する必要がありま す。

3 業務規程の作成

遊漁船業者の登録を申請する際、同時に業務規程を作成し県知事に届出しなければなりません。(業務規程が基準に適合しない場合は、登録を拒否することもあります。) ※業務規程は、実務研修を依頼した先の遊漁船業者のものを参考に作成している方もおります。

- ~届出書類~
 - ①業務規程届出書
 - ②業務規程の写し 1部
- ◆届出書類は山形県のホームページからダウンロードできます。
- ※業務規程は、県への提出以外に営業所及び遊漁船にも備え置いてください。

4 登録申請手続き

遊漁船業者は、営業所所在地の県知事に対して必要書類に登録手数料を添えて登録申請する必要があります。登録の有効期間は5年間です。(過去の処分歴によっては、有効期間が短縮される場合があります。)

更新を希望するときは現在の登録期間満了日が経過する30日前までに、更新登録申請をする必要があります。必要書類は新規登録の場合と同じです。

(登録申請必要書類一覧参照)

5 登録後の手続き

1 標識の掲示

登録を受けた遊漁船業者は決められた様式で登録番号等を営業所及び遊漁船に掲示 しなければなりません。

- ①遊漁船業者登録票(様式8号)…遊漁船、営業所
- ②標識(様式9号)…遊漁船

2 利用者名簿の備え置き

営業所ごとに利用者名簿を備え置きこれに利用者の「氏名」、「住所」、「性別」、「年齢」、「遊漁船利用の開始年月日時と終了予定年月日時」、「案内する漁場の位置」、「緊急時の連絡先」を記載する必要があります。

6 変更があった場合の手続き

登録後、登録されている内容(遊漁船業者登録申請書に記入した内容)に変更があった場合は、30日以内に「遊漁船業者登録事項変更届出書」(様式第5号)に必要書類を添えて県知事に届け出なければなりません。

※乗客損害賠償保険を更新した場合も、保険期間の変更ということで届け出が必要です。 また、業務規程の内容を変更する場合は、事前に業務規程の変更を届け出る必要があります。(ただし、小型船舶操縦免許証の有効期限など、一部事後の届出が認められているものもあります。)

(変更事項別の必要書類一覧参照)

7 廃業した場合の手続き

遊漁船業を廃業した場合は、30日以内に「遊漁船業廃業等届出書」(様式第7号)の 提出をしなければなりません。添付資料は不要です。

8 遊漁船業者登録関係書類

1 登録申請必要書類 登録申請には下記の書類が必要です。

必要書類	個人	法人
① 遊漁船業者登録申請書 (様式第1号)	0	0
② 誓約書 ※遊漁船業者にかかるもの (様式第2号)	0	0
③ 選任した遊漁船業務主任者の実務経験・実務研修証明書 (様式第3号)	0	0
④ 誓約書 ※選任した業務主任者にかかるもの (様式第3号の2)	0	0
⑤ 選任した遊漁船業務主任者の海技免状又は小型船舶操縦士免許の写し	0	0
⑥ 遊漁船業務主任者講習修了証明書の写し	0	0
⑦ 損害賠償の支払い能力を証する書面 (使用する遊漁船毎に利用定員1人当り5,000 万円以上の乗客損害賠償保 険証券の写し)	0	0
⑧ 遊漁船の船舶検査証書の写し	0	0
⑨ 遊漁船業者の住所を証明する書類 個人の場合:運転免許証・小型船舶操縦士免許証等の写又は住民票抄本 法人の場合:登記簿謄本	0	0
⑩ 選任した遊漁船業務主任者の住所を証明する書類 運転免許証・小型船舶操縦士免許証等の写し又は住民票抄本	0	0
① 未成年者の場合は法定代理人の運転免許証・健康保険証等の写し等、又は住民票抄本	0	
② 法人の場合における役員の運転免許証・健康保険証等の写し、又は住民票抄本		0
③ 業務規程届出書	0	0
① 業務規程	0	0

- ◆①~④、③、⑭は山形県のホームページからダウンロードできます。
- ◆登録申請手数料

登録申請をする場合は以下の手数料が必要になりますので、手数料相当分の山形 県収入証紙を登録申請書に添付して申請してください。

新規登録の場合 15,000 円

更新登録の場合 12,000 円

- ◆申請書等の記入上の留意事項
 - ・申請書類等の※が記入された欄には、何も記入しないでください。
 - ・山形県収入証紙は登録申請書の所定の欄に貼り付けます。消印はしないでください。 (汚損すると証紙が使えなくなります。)

2 変更事項別の必要書類 登録事項に変更があった場合は下記の書類が必要です。

2 変更事項別の必要書類	登録事項に変更があった場合は下記の書類が必要です。
変更事項	必要書類
① 遊漁船業者の氏名又は名	・遊漁船業者登録事項変更届出書(様式第5号)
称称(法人にあってはその代	・個人の場合は住民票抄本又はこれに代わる書面
表表者の氏名)及び住所の変	(運転免許証・小型船舶操縦士免許証・健康保険証等の写し)
更更	・法人の場合は登記簿謄本
	※業務規程変更届及び業務規程別表の提出も必要です。
② 営業所の名称及び所在地	・遊漁船業者登録事項変更届出書(様式第5号)
の変更	・登記簿謄本(商業登記の変更を必要とする場合に限る。)
③ 遊漁船の変更	・遊漁船業者登録事項変更届出書(様式第5号)
	・船舶検査証書の写し
	・乗客損害賠償保険が基準に適合することを証する書面
	(加入している乗客損害賠償保険の保険証券の写し等)
	※業務規程変更届及び業務規程別表の提出も必要です。
④ 法人役員の変更	・遊漁船業者登録事項変更届出書(様式第5号)
	・登記簿謄本及び新たに役員となった人の住民票の抄本又は
	これに代わる書面(運転免許証や健康保険証等の写し)
⑤ 未成年者の法定代理人の	・遊漁船業者登録事項変更届出書(様式第5号)
氏名及び住所の変更	・新たに法定代理人となった人の住民票の抄本又はこれに代
	わる書面(運転免許証や健康保険証等の写し)
	・誓約書(様式第2号)
⑥ 遊漁船業務主任者の変更	・遊漁船業者登録事項変更届出書(様式第5号)
	・新たに選任された遊漁船業務主任者の住民票の抄本又はこ
	れに代わる書面(小型船舶操縦士免許証等の写し)
	・海技免状又は小型船舶操縦士免許の写し
	・実務経験又は実務研修を証する書面(様式第3号)
	・遊漁船業の適正化に関する法律施行規則第14条第2項各
	号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面(様式
	第3号の2)
	・遊漁船業務主任者を養成するための講習を受講したことを
	証する修了証明書の写し
	※業務規程変更届及び業務規程別表の提出も必要です。
⑦ 乗客損害賠償保険内容の	・遊漁船業者登録事項変更届出書(様式第5号)
変更	・乗客損害賠償保険が基準に適合することを証する書面
	(加入している乗客損害賠償保険の保険証券の写し等)

◆その他の変更

①~⑦のほかにも、登録されている内容(遊漁船業者登録申請書に記入した内容)や業務規程について変更がある場合は変更の手続きが必要です。(業務規程は事前届出制)詳しい手続きは山形県庄内総合支庁水産振興課(電話:0234-24-6046)にお問い合わせください。

※その他の変更例:連絡責任者、所属団体、営業期間、案内する漁場の位置、係留場所の変更

《参考》

遊漁船業の適正化に関する法律第6条第1項 (誓約書:様式第2号関連)

都道府県知事は、遊漁船業者の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 第21条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から5年を経過しない者
- 二 遊漁船業者で法人であるものが第21条第1項の規定により登録を取り消された場合において、 その処分のあつた日前30日以内にその遊漁船業者の役員であつた者でその処分のあつた日 から5年を経過しないもの
- 三 その者(法人に限る。以下この号において同じ。)と密接な関係を有する次に掲げる法人が第 21 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から5年を経過しないものであるもの
 - イ その者の株式の所有その他の事由を通じてその者の事業を実質的に支配し、又はその 者の事業に重要な影響を与える関係にある者として農林水産省令で定めるもの(ロにお いて「親会社等」という。)
 - ロ 親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として農林水産省令で定めるもの
 - ハ その者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業 に重要な影響を与える関係にある者として農林水産省令で定めるもの
- 四 第21条第1項の規定による登録の取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定するまでの間に第10条第1項第5号に該当する旨の同項の規定による届出をした者(当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で当該届出の日から5年を経過しないもの
- 五 第29条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第21条第1項の規定による登録の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として農林水産省令で定めるところにより都道府県知事が当該登録を受けようとする者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第10条第1項第5号に該当する旨の

同項の規定による届出をした者(当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある場合を除く。)で当該届出の日から5年を経過しないもの

- 六 遊漁船業者で法人であるものが第4号に規定する期間内に第10条第1項第5号に該当する旨の同項の規定による届出をした場合において、第4号の通知の日前60日以内に当該届出に係る遊漁船業者(当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員であつた者で当該届出の日から5年を経過しないもの
- 七 第21条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 八 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年 を経過しない者
- 九 この法律、船舶安全法(昭和8年法律第11号)、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年 法律第149号)、漁業法(昭和24年法律第267号)若しくは水産資源保護法(昭和26年法律 第313号)若しくはこれらの法律に基づく命令(漁業法第119条第2項又は水産資源保護法第 4条第1項の規定に基づく規則を含む。)又は船員法(昭和22年法律第100号)第117条の2 第1項、第117条の3第1項、第117条の4第1項、第118条第1項、第118条の2から第118 条の4まで若しくは第118条の5第1項の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終 わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 十 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しな い者(第13号において「暴力団員等」という。)
- 十一 遊漁船業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号 (第3号を除く。)又は次号のいずれかに該当するもの
- 十二 法人でその役員のうちに第1号、第2号又は第4号から第10号までのいずれかに該当する 者があるもの
- 十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 十四 第12条に規定する遊漁船業務主任者を選任していない者
- 十五 第4条第1項第6号に規定する措置が農林水産省令で定める基準に適合していない者
- 十六 業務規程(利用者の安全の確保及び利益の保護に関する事項に係る部分に限る。)が農林 水産省令で定める基準に適合していない者
- 遊漁船業の適正化に関する法律施行規則第14条第2項 (誓約書:様式第3号の2関連) 次の各号のいずれかに該当する者は、遊漁船業務主任者となることができない。
- 一 法第20条の規定による命令により遊漁船業務主任者を解任され、解任の日から5年を経過しない者
- 二 法第6条第1項第1号、第2号又は第4号から第11号 までのいずれかに該当する者